

< 確認事項 > (審判員運用範囲)

○ 出席義務 研修会、大会(下記条項すべて)

- ① 毎年度1回の組手審判員研修講習会参加。(道空連公認審判員はブロック講習会への参加でも可とする)
- ② 全道規模大会(道空連主催大会)1回以上の参加。
ただし、高体連、学連大会は回数として認める。
- ③ 地区連主催大会1回以上の出席。
- ④ 毎年度1回の指定形研修講習会参加。(今年度は別日程。第2指定形を行う)

○ 運用範囲

1. 出席義務①の研修講習会に出席のない者は、有資格者であっても当年度道空連主催大会には審判員としての運用はしない。
(ただし、全道少年錬成大会は除く)
2. 出席義務④の研修講習会に出席のない者は、有資格者であっても当年度道空連主催形試合には審判員としての運用はしない。
(ただし、全道少年錬成大会も含むものとする)
3. 出席義務①研修講習会に出席のない者は、有資格者であっても当年度(公財)全日本空手道連盟の全国審判講習会(ランク付け)に参加できない。

- 出席義務違反 初回更新と同時の上位資格取得のための受講は認めない。
※更新時講習は出席義務の①とは兼ねない。
(当年度研修会をあらかじめ受けた後に受審すること。)

※ 本講習会は、平成27年の道空連主催大会での組手、形審判員としての必須条項講習会です。

< その他 >

- ① 形は新規、第二指定形を行います。(予定)
- ② 全国組手更新済みの審判員もこの義務付講習会には必ず出席して下さい。
- ③ 各地区連実施の講習会で認定された審判員も必ず出席して下さい。
- ④ 受講料には、昼食代金(1月31日のみ)を含みます。
※形審判員新規受審者は2月1日の昼食を含みます。
- ⑤ 講習に必要な資料は当日配付いたします。
- ⑥ 筆記試験は、[全空連ホームページに掲載の【重要】空手道組手競技審判員講習会議資料及び学科試験問題集から出題されますので、事前の勉強をしておいてください。](#)